

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 一
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課) 一
- 道路の区域変更 (道路課) 二
- 道路の供用開始 (同) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 二
- 公印の改刻 教育委員会 二
- 選挙管理委員会 選挙管理委員会 三
- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 三
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 三
- 政治団体の届出 三
- 政治団体の届出事項の異動届 三
- 政治団体の解散届 四
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十五年分) 四
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十八年分) 四
- 資金管理団体の指定取消しの届出 五

ページ

告 示

○宮城県告示第十五号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇九一五〇三七	ケア・サービス・ワタナベ 多賀城市鶴ヶ谷二丁目三十七番五号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ケア・ワタナベ	平成二十八年十二月一日
○四一一五〇〇四四〇	ホワイトベア訪問介護事業部 大崎市古川字上古川二百七十一	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ソワモン	平成二十八年九月一日
○四一一五〇〇四五七	大崎市社会福祉協議会 田尻ヘルパーステーション 大崎市田尻沼部字富岡浦二十九	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	平成二十八年十二月一日

○宮城県告示第十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十八年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一〇三〇〇〇六五	ケア・サービス・ワタナベ 塩竈市旭町十七番七号 ライオンズマンション二〇一	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ケア・ワタナベ	平成二十八年十一月三十日

○宮城県告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十八年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

河南四期地区

二 処分の年月日

平成二十八年十一月二十五日

○宮城県告示第千十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 馬場只越線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
気仙沼市唐桑町只越一一四番一地从先から 同市唐桑町只越一一四番一地从先まで		前	後	五・〇～五・〇	三・〇
		後	前	五・〇～七・〇	三・〇

○宮城県告示第千十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	馬場只越線	気仙沼市唐桑町只越二一四番六地从先から 同市唐桑町只越二一九番四地从先まで	平成二十八年 十二月十三日

公 告

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
本吉郡南三陸町志津川字廻館七十四番五、七十五番十の一部、七十五番十二、七十五番十四の一部（二工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
南三陸町

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二十号
次のとおり公印を改刻した。

平成二十八年十二月十三日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

名称	種類	用途	印影	使用開始年月日
宮城県教育 委員会教育	教育長印	一般横書		平成二十八年
新				

長印

文 書 用

旧



十二月十三日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百五十四号

平成二十八年十二月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十八年十二月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三九、〇〇一

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四三、七五三

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

- | | | | |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 青 葉 選 挙 区 | 八 一、六 八 〇 | 岩 沼 選 挙 区 | 一 二、一 八 四 |
| 宮 城 野 選 挙 区 | 五 二、六 一 〇 | 登 米 選 挙 区 | 二 三、三 三 六 |
| 若 林 選 挙 区 | 三 七、四 〇 九 | 栗 原 選 挙 区 | 二 〇、四 一 九 |

○宮選管告示第百五十五号

平成二十八年十二月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十八年十二月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三四三、七五三

○宮選管告示第百五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十八年十二月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
森ゆうき後援会	森 裕樹	森 智也子	柴田郡柴田町槻木下町三一―一	平成二十八年十一月二十一日

○宮選管告示第百五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団

体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十八年十二月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
民進党宮城県総支部連合会	安住 淳	会計責任者の氏名	須藤 哲	木村 勝好	平成二十八年十一月二十七日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
愛と緑と活力ある県政研究会	大塚 千義	代表者の氏名	大塚 千義	加藤 泰裕	平成二十八年十一月九日
MSS政策研究会	新沼 福也	会計責任者の氏名	笠水上拓也	橋本順一郎	平成二十八年十一月二日
吉川ひろやすを囲む会	松下 士	会計責任者の氏名	坪井 貴大	三浦 圭樹	平成二十八年十一月九日
くまがい大後援会	菅井 茂	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区本町一―一―八	仙台市宮城野区榴岡一―六―三	平成二十八年十一月七日
佐久間光洋を育てる会	杉本 五郎	代表者の氏名	杉本 五郎	高橋 忠	平成二十八年十一月二十四日
新生とみやを考える市民の会	中鉢 義徳	主たる事務所の所在地	富谷市明石下寺前六七	黒川郡富谷町明石字下寺前六七番地	平成二十八年十月十日
若生ひろとし後援会	中鉢 義徳	政治団体の名称	新生とみやを考える市民の会	新生とみやを考える町民の会	平成二十八年十一月二十三日
○宮選管告示第百五十八号		主たる事務所の所在地	富谷市今泉鶴巻五一	黒川郡富谷町今泉鶴巻五一番地	平成二十八年十月十日

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十八年十二月十三日

宮城県選挙管理委員会

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
一匡会	横田 匡人	平成二十五年三月三十一日
今野林一郎後援会	船迫 義喜	平成二十八年十一月十七日

○宮選管告示第百五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年十二月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(その他の政治団体)

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

一 匡会

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号
 公職の候補者の氏名 横田 匡人
 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員
 資金管理団体の届出をした者の氏名 横田 匡人
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員
 報告年月日 28. 11. 11 (25. 3. 31解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第百六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年十二月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(その他の政治団体)

今野林一郎後援会

報告年月日 28. 11. 17 (28. 11. 17解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

○宮選管告示第百六十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十八年十二月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
----------------------	-----------	-------

横田 匡人	一匡会	平成二十五年三月三十一日
-------	-----	--------------